

いわて家事・育児シェア普及推進業務

委託仕様書

令和8年4月
岩 手 県

いわて家事・育児シェア普及推進業務委託仕様書

1 業務名

いわて家事・育児シェア普及推進業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

3 業務目的

家事・育児等の無償労働時間の女性への偏りや固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、家庭内において男女が協力して家事・育児を行う「家事・育児シェア」及び家事自体の負担軽減を図る家事代行サービスの利用等による「家事・育児のアウトソーシング」について、公民連携により普及・意識啓発を行い、仕事と家庭を両立できる環境を整備することにより、本県における少子化対策及び女性活躍の一層の推進を図ることを目的とする。

4 業務内容

(1) 家事・育児シェア普及推進キャンペーンの実施

令和6年度に県が作成・公表した家事・育児シェアに関するWEBサイト（以下「WEBサイト」という。）の周知及び活用を奨励する県民向けの家事・育児シェア普及推進キャンペーンを、県と協議の上、実施すること。

ア 実施時期

概ね令和8年8月から12月までの間の連続する2か月間

イ 実施内容

(ア) WEBサイトを活用したキャンペーンの実施

- ・ WEBサイトを活用し、「家事・育児シェアシート」（以下「シェアシート」という。）の利用促進を図るため、抽選で景品等を提供するキャンペーンを企画・運営すること。

【WEBサイト】

https://www5.pref.iwate.jp/~hp0313/housework_share/index.html

- ・ キャンペーンでは、シェアシートの利用者を対象に満足度等のアンケートを実施することとし、受託者はその企画・運営・管理・集計を行うこと。
- ・ アンケートの実施にあたっては、WEBサイトの閲覧数及びアンケート回答者の増加を図る観点から、協賛企業によるプレゼント企画等の手法を取り入れるなど、利用者がWEBサイトを訪問し、かつ積極的にアンケートに参加したくなるような、より効果の高い実施方法について企画提案すること。
- ・ 抽選景品として協賛企業等から県が提供を受ける物品等を利用することを想定していること。（委託費での景品購入は不可。）
- ・ 協賛企業の開拓については県が行うことを基本とするが、受託者においても自社の知見やネットワークを活用し、協賛企業候補の提案等に積極的に取り組むこと。

(イ) 啓発イベントの実施

- ・ 家事・育児に興味関心が低い県民に対しても、シェアシートを利用する機会の創出等を図るため、次のイベントを企画・運営すること。

① 市町村・民間等が主催する県民参加型イベントへのPRブース出展

② 県内商業施設におけるPRブース出展

※①及び②を合わせて2回以上実施することとし、①については1回以上実施することを必須とする。なお、実施回数や組み合わせについては、来場者数、シェアシート体験者数、WEBサイトアクセス数増加の観点から、事業効果が高まる提案を妨げない。

(ウ) WEBサイトの改修

- ・ WEBサイトにおいて、診断結果の表示方法及び表記切り替え機能の改修を行うこと。なお、表示形式、切り替え方法は企画提案に含めること。

① 診断の各ステップ（食事・洗濯・掃除・育児）で得られた回答を、最終画面で一覧表示する機能の実装

② 診断時の「妻」「夫」の表記について、「配偶者」「パートナー」「家族」等への切り替えを含め、多様な家族形態に配慮した表記が可能となる機能の実装

(2) 家事代行サービス理解促進モニター事業の実施

家事代行サービスの内容および有用性について、県民並びに県内企業の理解を促進し、企業における活用も視野に入れた利用促進を図ることを目的として、県と協議の上、モニター事業を実施すること。

ア 実施時期

令和8年8月から令和9年2月まで

イ 実施内容

(ア) モニター募集および選定支援

県が実施するモニター募集および選定に関する支援を行うこと。

(イ) モニター対象者へのサービス提供に係る調整

家事代行サービス事業者とモニター対象者との日程調整等を行うとともに、サービス提供事業者への支払い業務を行うこと。

(ウ) モニター実施状況の取材

モニター体験中の様子について、写真および動画等による取材・記録を行うこと。

(エ) アンケートおよびヒアリングの実施

モニター実施前後に、アンケートおよび必要に応じたヒアリングを実施すること。

(オ) モニター結果報告書の作成

モニター事業の成果を取りまとめた報告書を作成すること。なお、報告書は県ホームページへの掲載が可能な形式とすること。

ウ モニター対象者

(ア) 対象者

県内企業に勤務する従業員等とする。

(イ) 実施規模

モニター実施回数は、家族代行サービスの提供を1回実施（2時間程度）することを1回と数えるものとし、最大10回とする。なお、同一世帯が複数回モニターとして参加する場合がある。

(3) 啓発資材の制作・発送

WEBサイトの周知及び利用奨励と、上記(1)のキャンペーン等の情報を周知する効果的なデザインの次の啓発資材を制作すること。なお、掲示する時期、場所ごとに効果的なデザインとなるよう工夫すること。

(7) 啓発資材の制作

- ・ チラシ (A4判、カラー4色以上、両面) 10,000枚
- ・ スイングPOP (ユポ、直径約110mm、フルカラー、片面) 500枚
- ・ ポスター (A2判、2種類、カラー4色以上、片面) 各300枚

(イ) 啓発資材の発送

県内の商業施設等の県が指定する100箇所（予定）に、チラシ及びポスターを発送すること。なお、効果的な配布先・方法があれば提案すること。

(4) その他

ア (1)から(3)の実施状況等をまとめたレポートの作成

公表用のレポートと内部用のレポート（実績報告書に添付する資料と同様で可）の2種類を作成し、電子データで提出すること。

イ 自由提案

(1) から (3) に掲げる提案のほか、夫婦やパートナーなどの当事者がシェアシートを利用する直接的な機会の確保に資する取組や、様々な分野の企業と連携を図りつつ社会的な広がりにつながるような、SNSやWEB媒体を活用した効果的で自由な発想の企画を提案すること（任意。ただし、予算の範囲内とする。）。

5 業務実施に係る留意事項

- (1) 受託者は、業務全体の進行管理や県との連絡調整を行うため、実施責任者や担当者等を選任すること。
- (2) 業務実施にあたっては、進行スケジュールを作成し進行管理を行うこと。
- (3) 企画検討や連絡調整のため、県と受託者において必要に応じて打ち合わせを行い、受託者は事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。

6 再委託等の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

7 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- (1) 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 県は、上記6(2)により受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (3) 受託者は、上記(1)、(2)による請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

8 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等（以下「成果品等」という。）は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があります、その場合において、著作者の名誉・声望を害しない方法による改変利用については、著作者は作品の同一保持権を行使しないものとする。その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

9 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

10 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

11 その他

- (1) 本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査による実地検査の対象となること。
- (2) 受託者は、初期段階で企画・構成イメージを県と十分にすり合わせした上で着手するなど、本事業の執行に当たって、随時、県と協議を行うこと。
- (3) この仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、県と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。